

前橋都市計画区域区分の変更（群馬県決定）

前橋都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる

区 分		年 次	平成 2 7 年 (基準年)	令和 7 年 (基準年の 10 年後)
		都 市 計 画 区 域 内 人 口		836.6 千人
市 街 化 区 域 内 人 口	市 街 化 区 域 内 人 口		571.1 千人	※ 1 おおむね 562.9 千人
	配 分 す る 人 口		—	おおむね 548.8 千人
	保 留 す る 人 口		—	おおむね 14.1 千人
	(特定保留)		—	—
	(一般保留)		—	おおむね 14.1 千人

※ 1 令和 7 年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

## 理 由

前橋市内の整備済みである工業団地は全て分譲済みであり、事業中である「西善・中内地区」のみでは今後相当数見込まれる企業からの立地需要を満たすことができないため、企業の受け皿となる新たな産業用地の整備が求められている。

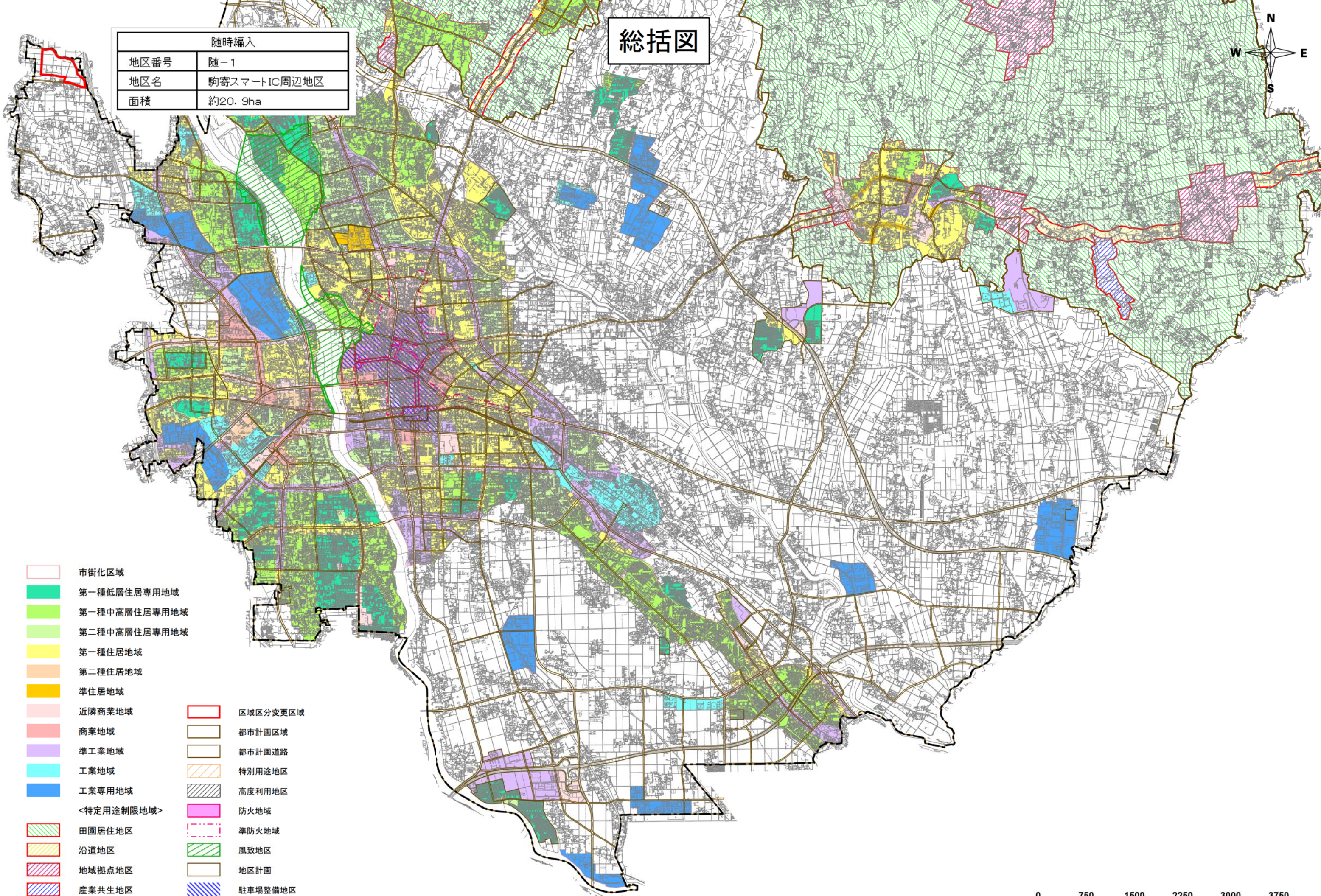
別添計画図表示の駒寄スマート I C 周辺地区は、一般県道南新井前橋線バイパスの沿線に位置し、また関越自動車道駒寄スマートインターチェンジに隣接する高速交通網へのアクセス性に優れた約 20.9 ha の区域である。

今回、本地区において前橋市による新たな産業団地造成の実施が確実となったことから、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に編入するものである。

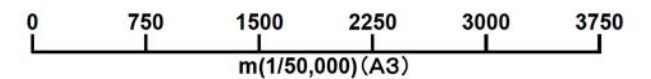
# 総括図



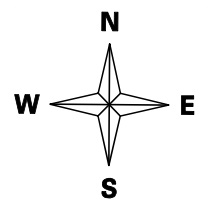
随時編入	
地区番号	随-1
地区名	駒寄スマートIC周辺地区
面積	約20.9ha



- 市街化区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- <特定用途制限地域>
- 田園居住地区
- 沿道地区
- 地域拠点地区
- 産業共生地区
- 区域区分変更区域
- 都市計画区域
- 都市計画道路
- 特別用途地区
- 高度利用地区
- 防火地域
- 準防火地域
- 風致地区
- 地区計画
- 駐車場整備地区



# 計画図



地区名	駒寄スマートIC周辺地区
面積	約20.9ha

- 区域区分変更区域
- 行政界
- 都市計画道路
- 用途地域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

測点	境界
1 - 2	午王頭川端界
2 - 3	3・4・117号池端町線界
3 - 4	水路端
4 - 6	道路端
6 - 7	道路を横断
7 - 8	道路端
8 - 1	道路を横断

